

石巻市津波浸水区域

被災住宅小規模補修

■すまいの
小規模補修

補助金

まずは
ご相談ください

申請受付:平成30年5月1日から
平成31年3月15日まで

TEL 0225-95-1111
内線4765～4767

被災した住まいをこれから補修する方は、
補助対象となる可能性があります。

<補助要件>

- ・被災者生活再建支援金の補修に係る「加算支援金」を受給していること。
- ・被災者住宅再建事業補助金の交付を受けていないこと。
- ・補修規模は100万円以内であること。
- ・補修物件は、居住する被災住宅であること。
- ・り災場所は「津波浸水区域」であること。
- ・り災判定は「全壊」または「大規模半壊」であること。
- ・契約先は、石巻地元工務店協同組合加盟・宮城県電機商業組合石巻支部加盟(石巻市内)または石巻市の登録業者であること。

(お問い合わせください。)

- ・市町村税等に滞納がないこと。
- ・暴力団員ではない。暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。

※修繕箇所などにも制限がございますので、契約前に相談願います。

補助上限額50万円
(応急修理制度未利用者76万円)



石巻市穀町14番1号

石巻市役所3階 36番窓口

石巻市福祉部生活再建支援課